検証まとめ

(施設再編整備 (総論) に係る作業部会)

1 検証の概要

○検証の背景及び目的

区立施設再編整備計画は、人口増加や高度経済成長を背景に、昭和30年代から40年代にかけて集中的に整備してきた区立施設が老朽化し、次々と更新時期を迎える中で、時代とともに変化する区民ニーズに的確に応えるとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくために策定したもので、平成26(2014)年3月の計画策定から現在に至るまで、区立施設等の改築・改修などの様々な取組を行ってきた。

これらの取組を進める中で、施設利用者をはじめとした区民から、その内容や進め方等について様々なご意見をいただいていたことから、施設再編整備に関する基本方針などの総論や、様々な区民意見がある児童館・ゆうゆう館・地域コミュニティ施設の再編整備を中心に、これまでの取組を検証し、今後の方向性を検討していくこととした。

なお、本検証を踏まえた各事業の今後の方向性等は、令和5(2023)年度に実施する区立施設再編整備計画の改定のほか、令和6(2024)年度以降の同計画の一部修正等に反映していく。

2 検証方法

(1) 検証のポイント

検証に当たっては、以下のポイントを基本に進め、①区立施設再編整備計画の総論、②地域コミュニティ施設の整備、③ゆうゆう館再編、④児童館再編のそれぞれの検証において重視する事柄を「検証項目」として設定した。

- ○これまでの取組の成果及び課題について 施設再編整備のこれまでの取組がもたらした成果及び課題を検証する。
- ○施設再編整備の背景について 区立施設再編整備計画で定めている基本方針の考え方や、施設再編整備を進めた背景を検 証する。
- ○今後の施設再編整備のあり方について 今後の施設再編整備の考え方や進め方等に関する、方向性を検討する。
- ※②地域コミュニティ施設の整備、③ゆうゆう館再編、④児童館再編については、別資料にて検証内 容及び検証結果を記載。

(2) 検証手法

検証においては、施設利用者をはじめとした幅広い区民や施設に従事する職員の声を丁寧に聞くとともに、専門的かつ客観的な視点からの意見を聴取するために、以下の手法により取り組んだ。

①アンケート調査

【無作為抽出区民対象】

<施設再編整備総論について> (18 歳以上対象)

取組状況

- ○区立施設再編整備計画に関するアンケート
- ・調査期間: 令和5 (2023)年2月15日~3月8日
- ・設問内容:計画の目的や基本方針に対する見解、認知度、区民意見聴取の取組等
- ・回答状況:484 人/2,000 人(回答率:24.2%)

<ゆうゆう館再編について>(60歳以上対象)

取組状況

- ○高齢者の区立施設の利用に関するアンケート
- 調査期間:令和5(2023)年6月8日~6月29日
- ・設問内容:高齢者の活動実態や区立施設の利用状況等
- ・回答状況:462 人/1,400 人(回答率:33.0%)

【施設再編後の施設の利用者対象】

<地域コミュニティ施設について>

取組状況

- ○コミュニティふらっと利用者アンケート(5施設の利用者対象)
- ・調査期間:令和5(2023)年3月8日~3月31日
- ・設問内容:利用満足度、設置目的の達成状況等
- ・回答状況:626 人/723 人(回答率:86.6%)
- ○講座等参加者アンケート (コミュニティふらっとの講座等(自主運営事業)参加者対象)
- ・調査期間:令和5(2023)年3月8日~3月31日
- ・設問内容:講座等(自主運営事業)の実施効果等
- ・回答状況:311 人/341 人(回答率:91.2%)
- ○イベント参加者アンケート(コミュニティふらっとの多世代交流イベント参加者対象)
- 調査期間:令和5(2023)年3月~5月(各イベントの開催に合わせて実施)
- ・設問内容:多世代交流イベントの実施効果等
- ・回答状況:467 人/470 人(回答率:99.4%)

<ゆうゆう館再編について>

取組状況

- ○コミュニティふらっと利用者アンケート(高齢者団体)
- (コミュニティふらっとを利用する前にゆうゆう館を利用していた高齢者団体所属者対象)
- ・調査期間:令和5(2023)年3月8日~3月31日
- ・設問内容:ゆうゆう館からの機能継承の評価等
- · 回答状況: 289 人

取組状況

- ○子ども・子育てプラザの利用に関するアンケート
- (子ども・子育てプラザを利用する乳幼児保護者対象)
- 調査期間:令和5(2023)年2月28日~3月7日
- ・設問内容:設置目的の達成状況、児童館と比較した満足度、児童館からの機能継承の評価等
- ·回答状況:404 人
- ○放課後等居場所事業の利用に関するアンケート

(放課後等居場所事業実施校(14校)の児童及び保護者対象)

- ·調査期間: 令和5 (2023)年2月28日~3月7日
- ・設問内容:事業の利用状況、児童館と比較した満足度、児童館からの機能継承の評価等
- ・回答状況:1,980 人/7,896 人(回答率:25.1%)
- ○学童クラブの設置場所に関するアンケート

(令和2 (2020) 年度以降に児童館内から校内 (隣接含む) に移設した学童クラブ (4 所) に在籍する児童の保護者対象)

- ·調査期間: 令和5(2023)年2月28日~3月7日
- ・設問内容:児童館内と小学校内の学童クラブの比較等
- ・回答状況:147 人/505 人(回答率:29.1%)
- ○中・高校生世代の居場所に関するアンケート

(コミュニティふらっと永福を利用する中・高校生対象)

- ・調査期間: 令和5 (2023)年3月3日~3月15日
- ・設問内容:ティーンズタイムについて、児童館との比較等
- ·回答状況:61人

【施設再編前の施設の利用者対象】

<地域コミュニティ施設について>

取組状況

- ○集会施設利用者アンケート(区民集会所及び区民会館利用者対象)
- ・調査期間:令和5(2023)年3月9日~3月30日
- ・設問内容:利用満足度、計画に対する見解等
- ・回答状況:364人/449人(回答率:81.1%)

<ゆうゆう館再編について>

取組状況

- ○ゆうゆう館利用者アンケート(ゆうゆう館利用者対象)
- ・調査期間: 令和5 (2023)年3月10日~4月10日
- ・設問内容:高齢者専用施設と多世代利用施設の比較、コミュニティふらっとへ移行した
 - 場合の場所・協働事業への見解等
- ・回答状況:864 人/1,250 人(回答率:69.1%)
- ○コミュニティふらっとへ移行しなかった団体アンケート

(ゆうゆう館からコミュニティふらっとに移行しなかった団体の代表者対象)

- ·調査期間:令和5(2023)年3月8日~3月31日
- ・設問内容:コミュニティふらっとに移行しなかった理由等
- ・回答状況:17人/27人(回答率63.0%)

<児童館再編について>

取組状況

○児童館(ゆうキッズ)に関するアンケート

(児童館(5館)を利用する乳幼児の保護者対象)

- 調査期間:令和5(2023)年2月28日~3月7日
- ・設問内容:児童館と子ども・子育てプラザを比較した満足度等
- ·回答状況:157人
- ○児童館(小学生)の利用に関するアンケート

(児童館(5館)の対応小学校に在籍する児童及び保護者対象)

- ・調査期間: 令和5(2023)年2月28日~3月7日
- ・設問内容:児童館の利用状況、放課後等居場所事業の移行への見解等
- ・回答状況:839 人/2,784 人(回答率:30.1%)

②意見交換会・ヒアリング

【施設再編後の施設利用者対象】

<地域コミュニティ施設について>

取組状況

- ○コミュニティふらっと利用者意見交換会
- ・対象:コミュニティふらっと(永福を除く4施設)の利用者
- · 時期: 令和5(2023)年5月28日
- 内容:コミュニティふらっとへの再編整備、ゆうゆう館の機能継承について等
- ○コミュニティふらっと永福利用者意見交換会
- ・対象:コミュニティふらっと永福の利用者
- · 時期: 令和5(2023)年6月30日
- ・内容:コミュニティふらっとへの再編整備について等

<児童館再編について>

取組状況

- ○放課後等居場所事業に関する小学生との意見交換会(子ども会議)
- ・対象: 放課後等居場所事業実施校の小学生
- ・時期: 令和5(2023)年3月7日~3月22日(14校で実施)
- 内容:放課後等居場所事業の満足度、児童館との比較等
- ○乳幼児親子の居場所に関する保護者等との意見交換会
- ・対象:子ども・子育てプラザ(3所)の利用保護者、児童福祉関係者
- ・時期: 令和5(2023)年3月24日~3月29日(3所で実施)
- ・内容:子ども・子育てプラザ、児童館の再編整備について等
- ○小学生の居場所に関する保護者等との意見交換会
- ・対象:学童クラブ・放課後等居場所事業(各3所)利用児童保護者、児童福祉関係者
- ・時期: 令和5(2023)年3月23日~3月29日(3か所で実施)
- ・内容:学童クラブ・放課後等居場所事業、児童館の再編整備について等
- ○コミュニティふらっと永福を利用する中・高校生との意見交換会
- ・対象:コミュニティふらっと永福のラウンジの一部や多目的室・楽器練習室を優先利用
 - できるティーンズタイムを利用する中・高校生
- ・時期:令和5(2023)年3月3日及び3月9日
- ・内容: ティーンズタイムについて等

【施設再編前の施設利用者対象】

<地域コミュニティ施設について>

取組状況

○再編整備を一旦休止した集会施設(浜田山会館)利用者意見交換会

・対象: 浜田山会館の利用者・時期: 令和5(2023)年7月4日

・内容:区民会館等の再編整備について等

<ゆうゆう館再編について>

取組状況

○再編整備を一旦休止したゆうゆう館利用者との意見交換会

・対象:再編整備を一旦休止したゆうゆう館(4館)利用者

・時期: 令和4(2022)年12月23日~令和5(2023)年1月31日(4館で実施)

・内容:ゆうゆう館に関する施設再編整備について等

○ゆうゆう館利用者との意見交換会

・対象:ゆうゆう和田館及びゆうゆう四宮館利用者 ・時期:令和5(2023)年7月21日~7月31日

・内容: 高齢者の居場所としての施設のあり方について等

【施設再編後の施設従事者対象】

<地域コミュニティ施設について>

取組状況				
○コミュニティふらっと運営事業者意見交換会				
・対象:コミュニティふらっと運営事業者(4事業者)の職員				
・時期: 令和5 (2023)年1月30日				
・内容:多世代の利用・交流、ゆうゆう館の機能継承等				

<児童館再編について>

対象	取組状況
事業者	○放課後等居場所事業の職員へのヒアリング・対象:放課後等居場所事業(14 校)の職員・時期:令和5(2023)年4月20日・内容:事業の取組状況、現場の実情等
	○学童クラブの職員へのヒアリング・対象:学童クラブ(4クラブ)の職員・時期:令和5(2023)年4月20日・内容:校内学童のメリット・デメリット等
区職員	○子ども・子育てプラザ職員等へのヒアリング・対象:子ども・子育てプラザ(6所)及び下高井戸児童館職員・時期:令和5(2023)年4月18日・内容:区の取組、現場の実情等

【施設再編前の施設従事者(協働事業者職員)及び法人職員対象】

<ゆうゆう館再編について>

対象	取組状況		
事業者	○ゆうゆう館協働事業者(運営委託法人)との意見交換会 ・対象:ゆうゆう館協働事業者(運営委託法人) ・時期:令和5(2023)年1月18日 ・内容:ゆうゆう館の機能継承、コミュニティふらっとの管理運営業務等		

○ゆうゆう館運営委託法人の従事者意見交換会

対象:ゆうゆう館受付業務従事者時期:令和5(2023)年1月19日

・内容:ゆうゆう館の機能継承、コミュニティふらっとの運営等

<児童館再編について>

対象	取組状況			
区職員	○児童館職員へのヒアリング			
	・対象:児童館(5館)の職員			
	・時期:令和5(2023)年4月13日~4月27日(5館で実施)			
	・内容:区の取組、現場の実情等			

【地域団体との意見交換会】

<児童館再編について>

取組状況

○地域連携に関する意見交換会

・対象:杉並区母親クラブ

• 時期: 令和5(2023)年3月7日

・内容:児童館や子ども・子育てプラザの地域連携の役割等

③有識者への意見聴取

○施設再編整備全般に関する意見聴取

他自治体において施設再編整備に関するアドバイザー等の実績のある有識者(2名)を以下のとおり選出し、検証内容や検証作業に関する意見聴取を実施した。

氏 名	職名等
堤 洋樹	前橋工科大学工学部准教授
讃岐 亮	東京都立大学都市環境学部建築学科助教

○アンケート調査に関する意見聴取

統計調査に識見を有する有識者(1名)を以下のとおり選出し、アンケート項目等への意見 聴取を実施した。

氏 名	職名等
宮脇 淳	北海道大学名誉教授、日本政策総研代表取締役社長

④区立施設再編整備計画の検証に関する意見交換会

検証の取組の一環として、区民、区内在勤・在学の18歳以上の方を対象とした意見交換会を 区内7地域で開催した。合計131名の区民等の参加があり、これまでの施設再編整備の取組や 今後の進め方に関して、参加者同士や区職員を交えた意見交換を実施した。

	地域名 開催日時 場所		参加者数		
高	井	Ţ	令和 5 (2023) 年 7 月 1 日 (土) 午後 2 時~ 4 時30分	高井戸地域区民センター	17名
冏	佐	谷	同年7月5日(水) 午後6時~8時30分	阿佐谷地域区民センター	19名
方	南 和	泉	同年7月6日(木) 午後6時~8時30分	永福和泉地域区民センター	11名

	地域名		開催日時	場所	参加者数
西		荻	同年7月8日(土) 午後2時~4時30分	西荻地域区民センター	26 名
井		草	同年7月11日(火) 午後6時~8時30分	井草地域区民センター	16名
高	円	寺	同年7月14日(金) 午後6時~8時30分	高円寺学園	23名
荻		窪	同年7月15日(土) 午後2時~4時30分	荻窪地域区民センター	19名

⑤施設再編を考えるシンポジウム

施設再編整備のあり方を区民と共に考える場として、シンポジウムを開催した。合計 97 名の参加があり、これまでの区立施設再編整備計画とその検証の取組、今後の施設再編整備に関して議論するとともに、理解を深めた。

開催日時	場所	内容	参加者数
令和 5 (2023) 年 8 月 12 日 (土) 午後 1 時30分~ 4 時30分	西荻地域	・検証内容の報告・学識経験者による基調講演・パネルディスカッション	97名

(3) 検証体制

検証に当たっては、関係課が連携し、情報共有を図りながら、検証内容等の調整や今後の方向性の検討等を全庁的な視点から組織横断的に行う必要があることから、区政経営改革推進本部の下に検証部会を設置し、検証作業を効率的・効果的に進める体制を構築した。

<委員>

政策経営部 区政経営改革担当部長(部会長)、政策経営部 施設マネジメント担当課長、政策経営部 企画課長、政策経営部 区政経営改革担当課長、政策経営部 財政課長、政策経営部 営繕課長、総務部 総務課長、区民生活部 管理課長、区民生活部 地域施設担当課長、保健福祉部 管理課長、保健福祉部 高齢者施策課長、子ども家庭部 管理課長、子ども家庭部 児童青少年課長、子ども家庭部 学童クラブ整備担当課長、都市整備部 管理課長、環境部 環境課長、教育委員会事務局 庶務課長、教育委員会事務局 学校整備課長

<開催経過>

回数	開催日	主な議題		
第1回	令和4(2022)年12月27日	・検証部会の設置及び検証の概要について ・作業部会における取組内容(案)について		
第2回	令和 5 (2023)年 1 月24日	・作業部会における取組内容について		
第3回	同年3月22日	・進捗状況等の確認		
第4回	同年4月26日	・進捗状況等の確認		
第5回	同年5月23日	・検証に係る中間報告について		
第6回	同年8月25日	・検証結果の報告について		

3 検証の内容及び結果(区立施設再編整備計画の総論)

- (1) これまでの区立施設再編整備計画の取組とその検証に至った背景
 - ① 区立施設再編整備計画(第1期)について

人口増加や高度経済成長を背景に昭和30年代から40年代にかけて集中的に整備をしてきた区立施設が老朽化し、次々と更新時期を迎える中、少子高齢化の進展や女性の社会進出の本格化など、時代とともに変化する区民ニーズに的確に応えるとともに、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくため、平成26(2014)年3月に杉並区区立施設再編整備計画(第1期)(以下「第1期計画」という。)を策定した。

第1期計画は、30年後の将来を見据えつつ、区総合計画との整合性を図るため、平成26(2014) 年度から区総合計画の終期に当たる令和3(2021)年度までを計画期間とした。

施設再編整備が必要な背景として、「次々に更新時期を迎える区立施設と財政負担」、「時代の変化に応じた区民ニーズへの対応」を掲げ、区立施設の老朽化が進行する中で、安全・安心な施設サービスの提供に向けて財政負担の軽減を図ることや、需要に対して不足している施設がある一方、利用率が高くない施設がある中で、施設の有効活用を図る必要があることから、施設再編整備が必要であるとした。また、計画の基本的な考え方として、9つの基本方針を定めており、この基本方針に沿って取組を計画化してきた。

<第1期計画における9つの基本方針(要旨)>

(1) 施設設置基準の見直し-7地域の継承と46地区の基準の転換

- ・駅勢圏中心に設定した7地域については、施設整備の基準として継承
- ・児童の通学区域を基準に設定した46地区の施設配置基準については見直し

(2) 複合化・多機能化等による効率化の推進

- ・複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図る
- ・廃止した施設・用地は、他施設への転用、売却、民間活力の導入など有効活用を図る

(3) 学校施設と学校跡地の有効活用

- ・地域に開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、学童クラブや小学生の 放課後等居場所事業の実施など、余裕教室や学校敷地の有効活用を推進
- ・学校跡地は災害対策などの地域の視点と特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要 の両面から検討

(4) 児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開

・児童館は限られたスペースの中でサービスの充実を図ることが困難であることから、学校や新たに整備する地域子育て支援拠点等で機能・サービスを継承し、充実を図る

(5)ゆうゆう館の再編

・保育園を併設する施設の一部については、保育施設への転用を図るとともに、ゆうゆう 館の機能と役割を継承する形で、多世代が利用できる施設へと転用・再編を進める

(6)地域コミュニティ施設の再編

・区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、機能移転後の児童館を対象に、施設の有効活用や 地域コミュニティの活性化の観点から、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで多世 代が利用できる施設へと段階的に再編

(7) 誰もが利用しやすい施設整備の推進

・乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで便利に快適に使用できるよう、だれでもトイレやスロープの設置などバリアフリーに配慮した施設づくりを推進

(8) 緊急性の高い施設の優先整備

- ・老朽化や耐震性等の課題により、更新の緊急性が高い施設を優先的に着手
- ・需要の増加が見込まれる保育施設、特別養護老人ホーム等を優先的に整備

(9) 国や東京都、他自治体等との連携

・新規整備や既存施設の更新に際しては、国・都との連携による国公有地の活用を検討

② 区立施設再編整備計画(第2期)について

第1期計画の終期である令和4(2022)年1月、杉並区区立施設再編整備計画(第2期)(以下「第2期計画」という。)を策定した。第2期計画では、第1期計画の考え方を継承するとともに、杉並区基本構想で掲げられた杉並区が目指すまちの姿である「みどり豊かな住まいのみやこ」を実現するため、本計画に基づき、区立施設の更新、再編、長寿命化、利活用等を総合的かつ計画的に取り組むこととした。

また、基本方針に関しては、施設設置基準の考え方や、施設の有効活用等、第1期計画で掲げた9つの基本方針を継承しつつ、新たに第2期計画の7つの基本方針を定め、これらの基本方針に則って、施設再編整備の取組を進めることにより、次世代に大きな負担を押し付けることなく、今後も必要な施設を将来の世代に適切に引き継いでいくこととした。

<第2期計画における7つの基本方針(要旨)>

(1)施設マネジメントの推進

・自治体経営の視点から区の施設を経営資源と捉え、区立施設の更新、再編、長寿命化、 利活用等多岐にわたる取組を総合的かつ計画的に行っていく施設マネジメントを推進

(2) 施設の総量・トータルコストの適正化

・老朽化や新たな行政需要など、施設ニーズにしっかりと対応した上で、施設規模の総量 の適正化などによりランニングコストの縮減を促進し、トータルコストを適正化

(3) 複合化・多機能化の推進

- ・複合化・多機能化により、施設整備の効率化とサービスの向上を図る
- ・学校施設については、子どもたちに望ましい教育環境を確保した上で、周辺施設等との 複合化を検討し、教育環境との相乗効果を創出しながら、地域に開かれた施設づくりを 推進

(4) 施設の長寿命化の推進

- ・構造躯体が健全な建物は、より長く使うことで改築時期を分散し、財政負担を平準化
- ・長寿命化の対象となる施設は、築 40 年を目安に長寿命化改修を実施し、築 80 年程度 を目標に活用

(5) 公民連携による民間活力の活用推進

- ・経費の抑制、歳入確保の観点から、民間事業者の資金や経営ノウハウ等を積極的に活用
- ・「施設」から「サービス」への発想の転換を行い、民間事業者が提供するサービスの活 用を検討

(6)他の公共機関等との連携

- ・国・東京都との連携による国公有地の活用を検討
- ・区内の公共公益施設の効率的な建て替えの推進のため、関係機関等と連携

(7) 財産の有効活用

・施設等の有効活用や収益確保の観点等により、区立施設を経営資源として捉えた取組を 推進

③ ゆうゆう館、地域コミュニティ施設、児童館の施設再編整備の概要

ア ゆうゆう館の施設再編整備・コミュニティふらっとの整備

ゆうゆう館は「生涯現役」の地域拠点として、高齢者の「憩い」「健康づくり」「生きがい学び」「ふれあい交流」の場としての役割・機能を持つ施設であり、高齢者が自由に集い交流し、同じ趣味を持つ方々が利用登録団体を構成し活動しているほか、健康増進のための多様なサービスを提供している。今後の更なる高齢化の進展を見据え、多様なライフスタイルを持つ高齢者が気軽に立ち寄れる場、身近な地域で活動できる場の確保に加え、地域共生社会に向けて、世代を超えて地域の人同士が交流し、つながりを作るための場の確保が重要となる。一方で、

ゆうゆう館は、高齢者専用施設としての特性から夜間の利用率が低いなど、施設の有効活用の 視点でさらなる工夫が求められている。

また、区民集会所や区民会館などの集会施設についても、区民相互の交流や趣味の活動など 様々なコミュニティ活動の場として使用されているが、施設の利用状況やニーズを踏まえ、施 設の有効活用を図る必要がある。

こうしたことから、ゆうゆう館、区民集会所、区民会館及び機能移転後の児童館施設は、施設の有効活用や、世代を超えた住民同士の交流による身近な地域におけるコミュニティ形成の観点から、新たな地域コミュニティ施設である「コミュニティふらっと」として、段階的に再編整備することとした。

イ 児童館再編による子どもの居場所の拡充

児童館は、子どもの健やかな成長と子育てを支援する施設としての役割を果たしてきているが、社会状況の変化とともに、求められるニーズが大きく変化している。特に、学童クラブを含む小学生の放課後等の居場所や子育てを支援する乳幼児親子の居場所は、そのニーズが多様化するとともに増加しており、児童館という限られたスペースの中では、対応に限界が生じている。

こうしたことから、児童館を再編する取組を進め、子どもの居場所を確保する取組を進めてきた。この取組では、小学校内等に学童クラブを移転するとともに、小学生の放課後等居場所事業を実施することで、体育館や校庭なども含め小学校施設を有効に活用し、子どもの居場所を整備してきた。

また、小学生の放課後等の居場所としての機能を移転した児童館施設等を活用し、乳幼児親子同士の交流や乳幼児の安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座・講習を実施するなど、子育て支援に係るサービス・事業を総合的・一体的に行う地域子育て支援拠点となる「子ども・子育てプラザ」を整備した。

中・高校生の居場所については、児童青少年センター(ゆう杉並)がより利用しやすい施設となるよう運営の充実に取り組むとともに、永福三丁目複合施設等を活用し気軽に集い、 交流ができる新たな居場所を整備してきた。

(2) 検証に当たって

区立施設再編整備計画の総論について、以下の3つの項目から検証する。

- 施設再編整備の必要性~これまでの取組の効果と課題~
- 区立施設再編整備計画の基本方針
- 区民との合意形成の現状と課題

【検証項目1】施設再編整備の必要性~これまでの取組の効果と課題~

公共施設の多くが高度経済成長期以降に建てられており、近年、施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えていることから、必要な財源を確保しつつ、その対策を行うことが全国的な課題となっている。

この課題は、杉並区においても同様であり、区では、平成 26(2014)年3月に「区立施設再編整備計画」を策定し、「施設の安全性の確保」「変化する区民ニーズへの対応」「持続可能な財政運営」の観点から取組を進めてきたところであるが、一方で、「全国的な課題の全てが杉並区には当てはまらないのではないか」という声も出されていた。

そこで、ここでは、「区立施設を取り巻く情勢の変化」の観点から、区の現状を改めて整理するとともに、「これまでの施設再編整備の効果と課題」に着目し、これまで行ってきた施設再編整備の取組を踏まえ、杉並区における施設再編整備の必要性について検証する。

【検証項目2】区立施設再編整備計画の基本方針

区ではこれまで、区立施設再編整備計画で定めた基本方針の下に取組を進めてきた。

基本方針についてはこれまで、平成 26(2014)年の第1期計画で9つの基本方針を定め、令和4(2022)年の第2期計画では9つの基本方針を継承した上で、7つの基本方針を定めてきた。

「9つの基本方針」については、策定後9年間が経過している一方、「7つの基本方針」については、令和4(2022)年度に取組を開始したばかりであることから、「9つの基本方針」については、これまで取り組んできた事例を基に「実際の取組から見えてくる成果と課題」に着目して検証し、「7つの基本方針」については、区民へのアンケート結果等から「基本方針の考え方が区民にどのように映っているのか」という点を基本に検証する。

なお、9つの基本方針の内、「児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開」、「ゆうゆう館の再編」、「地域コミュニティ施設の再編」に関しては、別項目「地域コミュニティ施設について」、「ゆうゆう館再編について」、「児童館再編について」において検証する。

【検証項目3】区民との合意形成の現状と課題

これまでの区立施設再編整備計画では、区が計画案の検討・策定を行い、パブリックコメント等を経て、計画を決定するというプロセスで進めてきたが、区の情報提供や区民意見の計画への反映について、様々な意見が出されていた。

そこで、区民参画による計画づくりを推進していく観点から、現時点の区立施設再編整備計画の「認知度・理解度」及び「区民意見聴取の取組」に着眼し、それらの現状と課題について検証する。

(3)情報の整理・分析

前項で掲げた3つの項目より、以下のとおり情報の整理・分析を行った。

【検証項目1】施設再編整備の必要性~これまでの取組の効果と課題~

(a) 区立施設の老朽化

1) 情報の整理

- ○築後 50 年以上が経過する区立施設の延床面積の割合は、令和 2 (2020) 年度末時点で約 29.1%にのぼり、区立施設全体の約 3 割は改築等の検討が必要な時期を迎えている(図表 1 − 1 参照)。
- ○公共施設の老朽化は全国的な課題となっており、建物等の資産の経年度合いを示す指標となる 有形固定資産減価償却率(※建物等の取得価額等に対する減価償却累計額の割合)については、 他区においても概ね同様の傾向にある(図表1-2参照)。
- ○区立施設の老朽化に対する区のこれまでの取組について、施設の延床面積を建築年度別に算出し、固定資産台帳による情報整理を始めた平成28(2016)年度と令和2(2020)年度の数値を比較した場合、以下のことが読み取れる(図表1-1、1-3参照)。
 - ・旧耐震基準(昭和56(1981)年5月以前)の建物の割合は52.0%から46.3%と5.7ポイント減少し、この間の施設再編整備の取組により老朽化した建物の改築が進んでいることが分かる。
 - ・一方、築40年以上の建物の割合は44.1%から45.5%と増加しており、今後も老朽化への対応に継続的に取り組んでいく必要性が高いことが伺える。
 - ・平成28(2016)年度以降、施設の更新をしなかった場合、築40年以上の建物の割合は44.1% から52.0%まで増加する。

2) 分析

- ○これまで区立施設再編整備計画で計画化した取組により改築・改修を進め、順次、老朽化への 対応を取ることができている。
- ○しかしながら、老朽化した区立施設は依然として多く存在しており、今後も継続的に改築・改 修を行っていく必要がある。

(b) 区民ニーズの変化

1) 情報の整理

- 〇女性の就業率は全国的に上昇傾向にあり、直近 10 年を見ても、東京都における上昇率は 10% を超えており、全国平均と比べても約 1 ポイント高くなっている。(図表 1-4 参照)。
- ○女性の就業率の上昇とともに、父母の就労等による子どもの預け先として、保育園や学童クラブの入所希望者が増加したことから、子どもを受け入れる定員を拡大するために、区は保育所や学童クラブの増設のほか、既存施設の改修等により、施設の整備を進める必要があった。
- ○また、区では特別養護老人ホーム入所待機者が平成24(2012)年度末時点で、1,944名、そのうち優先度の高い方(区の特別養護老人ホーム入所第一次評価でA判定の方)は1,000名近くおり、特別養護老人ホームについても、施設整備が急務となっていた(図表1-5参照)。
- ○このような区民ニーズの変化に対して、区では以下のとおり対応してきた。
 - ・保育所の整備に当たっては、民間事業者が自ら土地・建物を確保した上で整備を提案する手 法のほかに、区立施設再編整備計画に基づき、区立施設の再編整備により生み出された施設・

用地のほか、国・東京都の公有財産、さらには国家戦略特区制度等を活用し、認可保育所の 定員確保に努めた。この結果、平成30(2018)年4月には初の待機児童ゼロを達成し、この間 継続することができている(図表1-6参照)。

・学童クラブは、小学校内に整備していくことを基本としつつ、小学校に隣接している機能移 転後の児童館施設や区立施設等を有効に活用して、受入れ人数の拡充とともに安全・安心な 育成環境の確保に取り組んでいる。

(学童クラブ定員数:3,967人(平成25(2013)年度) → 5,975人(令和4(2022)年度)

・特別養護老人ホームの整備については、平成24(2012)年に策定した総合計画において10年間で1,000床の定員数を確保するという目標を掲げ、統合後の小学校跡地や未利用の国・東京都の公有地を活用し、整備を進めてきた。この結果、平成24(2012)年度から令和3(2021)年度までの期間で1,093床分の定員を確保し、目標を達成することができた。

2) 分析

○区民ニーズの変化と施設整備の必要性は密接に関わっており、保育園や特別養護老人ホームの 整備においては、施設再編整備によって生み出された区有地等を活用し、施設整備を進めるこ とができており、区民ニーズを充足するための一翼を担うことができている。

(c) 区立施設の総量の適正化

1) 情報の整理

- ○平成25(2013)年度と令和4(2022)年度の延床面積を比較した場合、約2.2万㎡延床面積が増加していることが分かる(図表1-7)。
- ○学校においては、杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)における学校改築の際の標準規模について、小学校が7,200 ㎡(18 学級、特別支援学級及び学童クラブを除く)、中学校が7,500 ㎡(12 学級、特別支援学級を除く)となっており、今後改築が想定される築50 年以上の学校の平均規模は、小学校が約5,616 ㎡、中学校が約6,356 ㎡となっていることから、延床面積は改築に合わせて増加する見込みである(過去の実績は、図表2-3参照)。
- ○都営住宅の区への移管に伴い、区営住宅の延床面積が約9,000 ㎡増加するとともに、保育園の 改築においては、保育環境の充実等の観点から面積が増加している。

(例:阿佐谷北保育園:改築前(650.94 m²) → 改築後(997.86 m²) など)

○施設を廃止した場合においても、効率的な施設整備の観点から、既存の建物の用地をその時々の行政需要に応じて活用することも多くあることから、必ずしも施設の廃止が延床面積の削減につながっていない状況である。

2) 分析

○区は、区民ニーズ等に応じた必要な施設の整備を進める一方、改築等に当たっては、施設の用途に応じた適正規模を精査し、可能な限り延床面積が少なくなるよう施設整備を進めてきたものの、学校や保育園改築における多様な学習環境への対応、保育環境の充実、区営住宅の移管、廃止後の施設を活用した他の行政需要等への対応などがあったことから、延床面積は増加傾向にあり、改築等に当たっては、引き続き、施設の総量の適正化に向けて取り組む必要がある。

(d) 人口及び人口構造

1) 情報の整理

- ○人口及び人口構造について、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計値等を活用し、区と同規模の人口を有する全国の区市(板橋区、埼玉県川口市、東京都八王子市、兵庫県姫路市、鹿児島県鹿児島市。平成27(2015)年度国政調査時点。)との比較を行ったところ、以下のことが読み取れた。
 - ・杉並区、板橋区、川口市以外の自治体においては人口減少が見込まれているが、区の人口は 直ちに減少する局面にはない(令和22(2040)年から減少に転じる見込み)。(図表1-8参 照)。
 - ・一方、生産年齢人口割合の減少、高齢人口割合の増加といった人口構造の変化は、区も全国 と同様の傾向が見込まれている。加えて、区の高齢人口の増加率は他自治体と比べて特に高 い見込みとなっている(図表1-9参照)。
- ○区で実施している人口推計においても、同様の傾向が読み取れる(図表1-10参照)。
 - ・総人口について、当面は増加するが令和 15(2033)年をピーク (588,586 人) に減少していくことが見込まれる (令和 42(2060)年には 544,953 人)。
 - ・高齢人口の割合については、令和3 (2021)年は20.9%だが令和42 (2060)年には28.2% まで上昇することが見込まれる。
 - ・区の高齢人口1人当たりの生産年齢人口に着目した場合、令和42(2060)年には2.2人になると見込まれる。昭和45(1970)年時点では11.8人(杉並区統計書より算出)であったことを踏まえると、区立施設の建設を進めてきた高度経済成長期と、現在(令和4(2022)年は3.2人、杉並区統計書より算出)、そして将来の状況は全く異なると言える(図表1-11参照)。

2) 分析

○区の人口は直ちに減少する局面に無いが、将来的には人口減少や少子高齢化が進展するため、 今後は生産年齢人口の減少による税収減や、高齢人口の増加による社会保障関連経費の更なる 増加が見込まれる可能性が高い。このため、施設の更新等に当たっては、現在の状況だけでな く、将来的な人口構造の変化も見据えた対応を検討していく必要がある。

(e) 財政の状況

1) 情報の整理

- ○この間の区の財政状況を見ると、現在の区の財政状況について、以下のことが言える。
 - ・区の歳入決算額は増加傾向にある。景気の変動によるもののほか、この間の人口の増加に伴う特別区税の増加等が要因と考えられる(図表 1-12 参照)。

(特別区税額:582 億円 (平成 23(2011)年度) → 675 億円 (令和 2(2020)年度)

・区の歳出決算額についても増加傾向にある。特に、保育待機児童ゼロの継続と認可保育所整備率向上に伴う児童福祉費の増加により、社会保障関連経費である扶助費が大幅に増加している。(図表 1-13 参照)。

(扶助費の額:365 億円 (平成23(2011)年度) → 625 億円 (令和2(2020)年度)

・将来の区立施設の改築・改修に備えるための施設整備基金の残高は堅調に推移している(図表 1-14 参照)。

(施設整備基金の残高:58 億円 (平成 24(2012)年度末) → 109 億円 (令和 2 (2020)年度末)

- 〇第2期計画においては、今後の改築・改修にかかる経費を年121億円と見込んでいる。これは平成23(2011)年度から令和2(2020)年度の改築・改修経費の平均額である年76.4億円と比べ約1.6倍となっており、主な増加要因として、改築・改修工事の対象となる老朽化した施設の増加が挙げられる(図表1-15参照)。
- ○改築・改修に当たり、一部の施設(学校など)については国等からの補助金が出るが、改築・ 改修経費に占める区債・基金の割合は約6割程度である(残額は一般財源等から支出)(図表1 —16参照)。
- ○上記を踏まえ、施設整備基金を毎年度 40 億円以上積み立てることとしている。現在は積立額 が取崩額を上回る状態にあるため、基金残高は堅調に推移している。
- ○しかしながら、施設整備基金は、この間決算剰余金等を原資に積み立てを行っているが、決算 剰余金は毎年度その額が変動するため、これまでと同程度の積み立てを行うことができるかは 確実ではない。加えて、今後の改築・改修のピーク時においては、取崩額が40億円を超えることも想定されるため、施設整備基金残高が今後も堅調に推移するものかは不透明である。
- ○また、特に直近数年間において人件費及び建築資材価格が高騰しており、改築・改修経費は増加傾向にある。

- ○前述した人口構造の変化から、将来的には区においても、税収の減少に伴う歳入の減少と、社会保障関連経費の増加に伴う歳出の増加が生じる可能性が高いものと考えられる。
- ○また、今後も人件費及び建築資材価格の高騰により、改築・改修経費が増加していくことが想 定される。
- ○さらには、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指す観点から、 区立施設の ZEB 化(※ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内 環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指し た建物を指す。)等、建物の改築・改修時における脱炭素化への取組が求められている。こうし た対応に向けて、建物の外皮性能の向上や高効率設備、省エネ設備の導入に伴う経費の増加を 見込む必要がある。
- ○現時点では、基金の積立、区債の運用含めて、区財政は持続可能な状態にあるが、これまで述べてきたとおり「区立施設の老朽化対応」や、「人口構造の変化による歳入減少と歳出増加」、「人件費や建築資材の高騰等の社会情勢の変化や脱炭素化に向けた取組の推進」等様々な要因から、将来的に現在の財政状況を維持できるかは不透明である。

(f) 取組による成果・効果

1) 情報の整理

- ○施設再編整備の取組により、施設の移転、複合化・多機能化等を行い、空いた区有地を有効 活用することで、用地を新規取得した場合に必要となる用地取得費が不要となる。また、保 育園改築時の仮設園舎を複数回活用することや、他の老朽化園の移転先とすることにより、 仮設園舎の整備が最小限で済む等の効果が見込まれる。
- ○参考として、第1期計画から第2期計画の施設再編整備の取組のうち、既に完了した取組について、支出せずに済んだ用地取得費は約158億円(科学館廃止後の跡地を活用した特別養護老人ホームの整備(約15億円)、永福南小学校の跡地を活用した永福体育館の整備(約17億円)など)、保育園改築時の仮設園舎を複数回活用したり、他の老朽化園の移転先とすることにより、支出せずに済んだ費用は約3億円(永福三丁目複合施設内に整備した保育所を大宮保育園改築時の仮園舎として活用後、永福北保育園の移転先として活用するなど)と見込まれる等、施設再編整備の取組は区の財政負担の軽減につながっているものと考えられる。
- ○また、これまでの施設再編整備の取組のうち、「コミュニティふらっと東原と周辺施設」「コミュニティふらっと永福と周辺施設」の実例から、施設再編整備を進めた場合と、既存施設を現地で改築した場合、以下のことが読み取れる(具体的な取組内容や効果等は、次ページ以降の参考1・2参照)。
 - ・「コミュニティふらっと東原と周辺施設」の取組では、コミュニティふらっと東原の整備や保 育定員の拡充等を図ることができた。
 - ・「コミュニティふらっと永福と周辺施設」の取組では、複合施設の保育所1つで2つの保育園 の老朽化に対応するとともに、コミュニティふらっと永福の整備等をすることができた。
 - ・コスト面では、施設再編整備を進めたケースと既存施設の現地改築を進めたケースを比較すると、施設再編整備を進めたケースのほうがコストが低いという結果になった(東原の取組: 1.1 億円の財政効果、永福の取組: 9.6 億円の財政効果)。

※コストの算出方法について

これまでの区立施設再編整備計画における財政効果額は、①施設の廃止による効果額、②施設を他用途に転用することによる効果額、③民間等からの借上施設等の廃止による効果額、④施設の貸付による効果額、⑤保育園の仮設園舎の有効活用による効果、を基に算出していたが、新たな施設を区有地に設ける事例では仮に同等の用地を購入した場合の土地取得費を、他用途に転用する事例では転用後に不要となる旧施設の維持管理費を財政効果として計上しており、実績値を伴わない仮想的な内容であることから、「コミュニティふらっと東原と周辺施設」「コミュニティふらっと永福と周辺施設」の実例では、運営経費等、より実態に即した経費を含めた手法によるものとなるよう、実績値を中心としたキャッシュフローベースの算出方法としている。

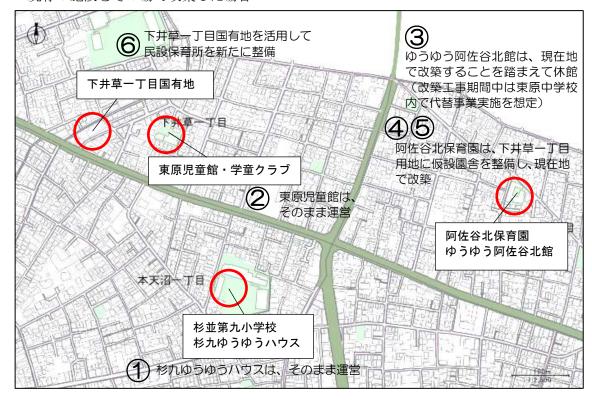
<参考1:コミュニティふらっと東原と周辺施設について>

東原児童館の周辺エリアでは、阿佐谷北保育園・ゆうゆう阿佐谷北館の老朽化が課題となっており、新たなニーズとして保育の定員拡充も求められていた。こうした課題に対応するため、東原児童館の機能を杉並第九小学校内に移転するとともに、機能移転後の建物を改修し、コミュニティふらっと東原を開設することで、ゆうゆう阿佐谷北館の機能を継承し、高齢者団体の活動場所の確保を図った。また、下井草一丁目の国有地を活用して阿佐谷北保育園を移転改築することで施設の老朽化の課題に効率的に対応するとともに、同保育園の跡地には、民設保育所を整備し保育の定員を拡充した。

・実際に行われた取組



・既存の施設をその場で改築した場合



・取組の効果比較(コミュニティふらっと東原と周辺施設)

視点	A 実際に行われた取組	B その場で改築をした場合
保育	・阿佐谷北保育園の改築に当たり仮設園舎の整備が不要 ・Bの取組よりも保育の定員拡充を実現	・改築工事期間中は、移転の上、仮設園舎での運営となる・同規模で改築の場合、阿佐谷北保育園の定員は減
児童	・小学校内で、学童クラブを含む小学生の放 課後等の居場所の事業を実施	・児童館は存置
一般	・このエリアになかった集会施設「コミュニ ティふらっと」を、既存建物を活用して整 備	・集会施設の整備はできない ・仮に集会施設を整備する場合には、別途用 地取得費や施設整備費等がかかる
高齢者	・多世代型の施設「コミュニティふらっと」 で高齢者団体の活動場所を確保 ・高齢者団体の活動場所が変わる	・高齢者団体の活動場所は変更がない
コスト (30 年間)	約 163 億 4 千万円	約 164 億 5 千万円

・取組のコスト内訳 (コミュニティふらっと東原と周辺施設)

(千円)

A 実際に行われたI	取組	B その場で改築をした場合		
取組	小計	小計	取組	
①杉九ゆうゆうハウスの廃止	19, 012	285, 180	①杉九ゆうゆうハウスをその まま運営	
②東原児童館の小学生の居場所 の機能を杉九小学校内に移転	1, 779, 307	2, 788, 149	②東原児童館をそのまま運営	
③東原児童館の建物をコミュニ ティふらっとに改修し、ゆう ゆう阿佐谷北館を機能継承	815, 674	474, 409	③ゆうゆう阿佐谷北館をその 場で改築	
④下井草一丁目国有地に阿佐谷	0 256 569	7, 896, 821	④阿佐谷北保育園をその場で 改築	
北保育園を移転改築	9, 256, 568	116, 382	⑤阿佐谷北保育園改築時の仮 設園舎費用	
⑤阿佐谷北保育園等跡地に民設 保育所整備	4, 474, 233	4, 890, 761	⑥下井草一丁目国有地に民設 保育所整備	
合計	16,344,794 (約163億4千万円)	16, 451, 702 (約 164 億 5 千万円)		

<参考2:コミュニティふらっと永福と周辺施設について>

旧永福体育館が旧永福南小学校跡地を改修して移転することとなり、体育館跡地を活用して永福三 丁目複合施設を整備し、周辺の図書館、保育園などの施設の更新や利便性の向上を図った。

・実際に行われた取組



・既存の施設をその場で改築した場合



・取組の効果比較 (コミュニティふらっと永福と周辺施設)

視点	A 実際に行われた取組	B その場で改築をした場合
保育	・大宮保育園及び永福北保育園を休園なく 改築・複合施設の保育所1つで2つの保育園の 老朽化の課題に対応	・大宮保育園及び永福北保育園の改築時にいずれも休園 ・同規模で改築の場合、両保育園の定員は減
児童	・小学校内で、小学生の放課後等の居場所の 事業を実施	・児童館は存置 ・改築時に休館が必要
一般	・このエリアになかった集会施設「コミュニティふらっと」を、図書館との複合施設として整備 ・永福図書館を交通アクセスの良い駅近に 休館なく移転改築 ・永福図書館の場所が変わる	・集会施設の整備はできない ・仮に集会施設を整備する場合には、別途用 地取得費や施設整備費等がかかる ・永福図書館の改築の際に休館が必要。ま た、改築工事期間中の図書資料の保管費 用が必要
高齢者	・多世代型の施設「コミュニティふらっと」 でこの地域の新たな高齢者団体の活動場 所を確保	
コスト (30 年間)	約 196 億 2 千万円	約 205 億 8 千万円

・取組のコスト内訳(コミュニティふらっと永福と周辺施設)

(千円)

A 実際に行われた	取組	B その場で改築をした場合	
取組	小計	小計	取組
①松ノ木小学校内での放課後等 居場所事業、学童クラブの実 施	1, 953, 684	9, 440, 245	①大宮保育園・大宮児童館を その場で改築
②大宮保育園の改築・民営化	5, 917, 296		
③永福図書館の移転改築	3, 792, 305	3, 433, 505	②永福図書館をその場で改築
④コミュニティふらっと永福の 整備	1, 446, 636	-	_
⑤永福北保育園の移転・民営化	6, 511, 277	7, 703, 939	③永福北保育園をその場で 改築
合計	19,621,198 (約196億2千万円)	20,577,689 (約 205 億 8 千万円)	

- ○施設再編整備の取組により、用地の新規取得が不要となることや、保育園改築時の仮設園舎を 有効活用すること等を通じて、施設再編整備の取組は区の財政負担の軽減につながっているも のと考えられる。一方、いずれの取組も複数の施設が関連し、複雑な取組となっている。
- ○施設再編整備の取組の実例をみると、施設再編整備を進めた場合は、保育定員の拡充やコミュニティふらっとの整備など、行政サービスの拡充を図ることができている。コスト面においても、今回の事例では、施設再編整備を進めた方がコストが低いことが確認できたことから、施設再編整備の取組は、一定の成果を上げていると評価できる。今後も行政サービスの充実と財政支出のバランスを図りながら、施設再編整備に取り組む必要がある。

(g) 区民からの意見

1) 情報の整理

- ○区立施設再編整備計画の目的である「限りある財源の中で工夫しながら、区立施設の老朽化と行政ニーズに対応すること」について、無作為抽出(18歳以上の区民)、コミュニティふらっと利用者、集会施設利用者、ゆうゆう館利用者、コミュニティふらっとへ移行しなかった高齢者団体、無作為抽出の高齢者(60歳以上の区民)、子ども・子育てプラザ利用者、ゆうキッズ利用者、放課後等居場所事業実施校保護者を対象にアンケートを行ったところ、以下の回答があった(図表 1-17)。
 - ・「賛成である」、「どちらかと言えば賛成である」と答えたのは、子ども・子育てプラザ利用者で84.3%、無作為抽出で79.2%、放課後等居場所事業実施校保護者で77.3%、コミュニティふらっと利用者で75.5%と、無作為で選ばれた区民全般や施設再編整備後の施設利用者から、概ね賛成の意見を得られている。
 - ・施設再編整備前の施設利用者については、「賛成である」、「どちらかと言えば賛成である」 と答えたのは、ゆうゆう館利用者で67.2%、集会施設利用者で66.7%、ゆうキッズ利用者で 65.9%と半数を超える賛成の意見を得られている。一方、「どちらとも言えない」と答えた のはゆうキッズ利用者で26.1%、集会施設利用者で24.6%、ゆうゆう館利用者で21.6%と、 施設再編整備前の施設利用者にとっては、無作為抽出の17.0%と比べると比較的多く、施設 再編後の施設の利用をしていない中で、計画の目的の是非の判断がつかなかったものと考 えられる。
 - ・コミュニティふらっとへ移行しなかった高齢者団体は、「賛成である」、「どちらかと言えば 賛成である」と答えたのは 42.8%であったのに対し、「どちらかと言えば反対である」、「反 対である」と答えたのも 42.8%と、賛否は拮抗するものの、他のアンケートと比較して、賛 成割合が低く、反対割合が高い結果となった。
- ○区内7地域で開催した「区立施設再編整備計画の検証に関する意見交換会」において、参加者からは、様々な区民の意見をもとに再編整備を進めていくことや、区民・行政がともに取り組んでいくこと等、区民の意見を聴きながら施設再編整備を進めることへの肯定的な意見が複数寄せられた。

- ○区立施設再編整備計画の目的である「限りある財源の中で工夫しながら、区立施設の老朽化と 行政ニーズに対応すること」についてアンケート調査を行った結果、無作為抽出の区民や施設 再編整備後の施設利用者から、概ね賛成の意見が出されている。一方で、施設再編整備後に施 設を利用しなくなった区民を中心に賛成比率が低くなっており、また、無作為抽出の区民に計 画内容の認知度を尋ねたところ、「あまり知らなかった」「全く知らなかった」の割合が9割を 占めていることから、今回のアンケート結果のみで是非を判断するのではなく、計画の内容を しっかりと説明したうえで、幅広く意見交換を行う必要がある。
- ○また、検証に当たり区内7地域において実施した意見交換会等においては、区民の意見を聞きながら施設再編整備を進めることへの賛成意見が複数寄せられている。こうした意見を十分に踏まえて、施設再編整備の進め方を検討する必要がある。

検証項目2 区立施設再編整備計画の基本方針について

- ア 9つの基本方針について
- (a) 施設設置基準の見直し 7地域の継承と46地区の基準の転換
 - 1) 情報の整理

(I) 背景

- 〇昭和45(1970)年5月に策定した「杉並区長期行財政計画」の中で、地域を構成する大きな単位として7地域の標準生活圏域と、それを細分化した46地区の近隣住区の考え方を採用し、これを施設の規模や配置を定める際の基準としてきた。
- ○46 地区の基準について、策定当時は高度経済成長期であり、区内の各地域での人口増に対応するため、学校、保育所、児童館など、施設整備を精力的に進める必要があった。
- ○策定から 40 年余り経過し、当時整備した区立施設の老朽化や、社会情勢の変化に伴う人口 構造や区民ニーズの変化等、46 地区の基準を採用した当時と、区立施設を取り巻く状況が大 きく変化していた。
- ○そのため、区立施設再編整備計画では、施設の老朽化への対応や効率的な施設運営の観点から、46 地区の考え方を見直し、地区の枠にとらわれず、施設の複合化・多機能化等をあわせて行うことにより、必要な施設を必要な場所に整備することで、サービスを提供していく考えに転換することとした。

(Ⅱ) 現在の状況

- ○46 地区の見直しにより、1 つの地区だけではなく複数の地区を見渡し、それぞれの施設が持つ役割や距離等を勘案するとともに、周辺地域全体で見た場合に同種の施設が重複しないよう考慮しながら、施設整備を進められるようになった。
- ○また、施設配置基準を設定し、施設整備を行うことで、理論上は、区内のどの地域においても同種の施設サービスを受けることができるようになるが、地域によって施設の配置バランスや用地の有無、住民ニーズは異なっており、その対応を図る必要もある。このことについて、区内7地域で実施した意見交換会において意見聴取を行ったところ、行政が画一的に施設配置するのではなく、その地域で暮らす住民のニーズや地域の特性等を踏まえた、柔軟性のある施設配置を求める声も出されていた。

(Ⅲ) 巡回車両の導入研究

○高齢者等をはじめ誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向けた取組の一環として、グリーンスロモビリティ等の新たな公共交通サービスの実証実験が行われている。

- ○地区の枠にとらわれず、施設の複合化・多機能化を併せて行うことにより、必要な施設を必要な場所に整備し、サービスを提供していくという考え方は今後も有効であると言える。
- ○区内7地域において実施した意見交換会では、地域によって区民ニーズは様々であり、行政が 画一的に施設を配置するのではなく、地域の声を踏まえて柔軟に施設配置を考えても良いので はないか等の意見も出されていた。

○施設の配置状況や施設の種類によっては利用しづらくなる区民が発生することも想定される ことから、区民の利便性の確保に配慮する必要がある。

(b) 複合化・多機能化等による効率化の推進

1) 情報の整理

複合化・多機能化の事例として、図書館・コミュニティふらっと・保育園の3施設の複合化事例を基に、「受付窓口や通路部分の共用化や施設規模の縮小」、「組み合わせる施設相互の機能の補完や相乗効果」ほか、その効果と課題を検証する。

<施設概要>永福三丁目複合施設

施設名	・永福図書館(永福4-25-7から移転)	
	・コミュニティふらっと永福(新規設置)	
	・認可保育所(区立大宮保育園の改築時の仮園舎として活用した後、区立永福	
	北保育園が永福4-25-4から移転し民営化)	
所在地	永福 3 -51-17	
建築年月	令和 2 (2020) 年度	

(I) 受付窓口や通路部分の共用化や施設規模の縮小

- ○図書館とコミュニティふらっとは共通の玄関を、保育園は専用玄関を設け、建物内でも動線を分離している。
- ○図書館とコミュニティふらっとの階段やエレベーターは両施設で共用し、受付窓口はそれぞれに設けている。
- ○移転前と現在の施設の延床面積の比較では、図書館はわずかながら減少しているものの、保育基準の変更や保育環境の充実の観点などから保育園は増加している (図書館:1190.85 ㎡→1170.13 ㎡、大宮保育園:611.16 ㎡・永福北保育園:758.01 ㎡→872.86 ㎡)。

(Ⅱ) 組み合わせる施設相互の機能の補完や相乗効果

- ○図書の個人貸出人数は単独施設だった時と比較して増加している。(杉並区図書館要覧より) (平成30(2018)年:85,475人 → 令和4(2022)年:101,631人)
- ○コミュニティふらっとのラウンジで図書館の本を読むことができることや、中・高校生の新たな居場所として、ラウンジや多目的室、楽器練習室の一部の時間帯を中・高校生向けに開放する「ティーンズタイム」を実施し、勉強や交流のスペースとして活用できていることから、利用者からも高い評価を得ている。
- ○本の紹介を兼ねた工作会、世界の絵本の読み聞かせ、図書館職員による落語会、図書館で本を借りたら輪投げでプレゼント等、図書館併設施設としての特徴を生かしたイベントが 多数企画されている。
- ○併設している永福北保育園に加え、近隣の保育園の園児が描いた絵をラウンジに掲示した ほか、近隣の体育施設や集会施設と合同でスタンプラリーを実施するなど、近隣の施設と 連携しながら運営を行っている。

(Ⅲ) その他(取組全体を通して)

- ○区有地が限られている中で、1つの施設に複合化、多機能化することにより、利用定員の 拡充やこれまで地域になかった新しい施設の設置が可能となる。
- ○図書館の利用をきっかけに、ラウンジや集会室を知り、利用を始める方がいるなど、 図書館との併設について肯定的な意見が多い。
- ○複合化等により、以前の施設と比較して延床面積が削減された場合、光熱水費や清掃費等の建物に関する維持管理経費の削減を図ることができると考えられる。今回の例ではコミュニティふらっとを新たに設置していることから、延床面積の削減を図ることはできていないが、施設の供用化や複合化により、個別の施設ごとに管理する場合と比較して管理費用の抑制が期待できることや、複数の施設を一度に整備できることにより、設計費や建築費等を抑制できる可能性がある。

2) 分析

- ○区有地が限られている中、複合化や多機能化を行うことで、利用定員の拡充やこれまで地域に なかった新しい施設等の設置が可能となり、行政サービスの拡充を図ることができている。
- ○一方で、施設相互の機能の補完・相乗効果や施設規模の縮小等、複合化・多機能化等による効果については組み合わせる施設によるところが大きいことから、組み合わせる施設から得ることができる効果を精査した上で進めていく必要がある。

(c) 学校施設と学校跡地の有効活用

1) 情報の整理

(I) 学校施設の有効活用

- ○9つの基本方針では、地域にあまねく配置され、最大規模の公共施設である学校は、地域に 開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、学童クラブや小学校の放課後等居 場所事業の実施など施設の複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の 活用を推進するとともに、改築時には児童生徒数の推移などを踏まえ施設規模のスリム化を 行うとしている。
- ○小学校内(隣接地含む)の学童クラブは施設再編整備の取組により14校増加し、合計で24校、放課後等居場所事業は施設再編整備の取組により14校で実施するようになり、学校施設の活用が進んでいる。
- ○令和3(2021)年3月に策定した杉並区学校施設整備計画においても、地域住民の生涯学習の場やスポーツ活動の場として機能するような学校開放諸室の設置や、学校教育以外の施設整備についても十分考慮し、他の区立施設との複合化・多機能化にも取り組み、地域コミュニティの核となる開かれた施設づくりを目指すとしている。

(Ⅱ) 学校施設の状況

- ○区立小中学校における児童・生徒数、学級数は増加傾向にある(図表 2 1 参照)。
- ○学級数の増加等に伴い、区立小中学校における普通教室数は増加しており、普通教室として 使用していない余裕教室は年々減少を続けている(図表2-2参照)。

- ○学校施設の改築時においても、多目的スペースやオープンスペース、ランチルーム、少人数 教室等の設置、廊下や階段などの共用部分の増加により延床面積が増加している(図表 2 一 3 参照)。
- ○一方、年少人口については、区の推計によると、令和 42(2060)年時点で 51,104 人であり、 平成 27(2015)年の 55,157 人(実績値)と比べると将来的には緩やかに減少する見込みとなっている(図表 1-11 参照)。

(Ⅲ) 学校跡地の有効活用

- ○これまでの実績については以下のとおり(旧永福南小学校、旧新泉小学校、旧若杉小学校)。
 - ・旧永福南小学校では、体育館を改修した上で永福体育館に転用するとともに、新たなスポーツ振興を図ることを目的にビーチコートを整備している。また、特別養護老人ホームや保育園といった緊急性の高い施設も合わせて整備することができている。
 - ・旧新泉小学校では、オープンスペースや災害時の避難場所及び防災備品格納スペースといった防災拠点や、特別養護老人ホームを整備できている。
 - ・旧若杉小学校は、震災救援所や地域会議室として活用しているほか、保育施設、重症心身 障害児通所施設、適応指導教室等の用途で暫定活用を行っている。なお、本格活用につい ては現時点では未定となっている。
- ○今後の活用に向けた取組については以下のとおり(旧杉並第四小学校、旧杉並第八小学校)。
 - ・旧杉並第四小学校では、既存建物等を改修して参加型・体験型の企画を提供する科学の拠点を整備することとし、令和 5 (2023)年 10 月の開設に向けて準備を行っている。当施設 (未来をつくる杉並サイエンスラボ IMAGINUS (イマジナス)) については、民間事業者に 建物等を貸付け、同事業者が整備・運営を行うこととしている。
 - ・旧杉並第八小学校では、既存の校舎等を解体し、図書館、コミュニティふらっと、保育所からなる複合施設を整備するとともに、既存の体育館を生かしつつ、校庭と同程度のオープンスペースを確保した公園を整備する。地域の防災機能を維持しつつ、老朽化した近隣の図書館や保育園の移転改築に対応し、世代を超えた地域の新たなつながりを生み出す拠点となることが見込まれる。

- ○学校施設については、施設再編の取組により、学童クラブや放課後等居場所事業の拠点として 活用するなど有効活用が進んでいる。
- ○将来的な区立小中学校の児童・生徒数の減少を見据え、柔軟性のある施設整備や他施設との複合化・多機能化を検討していく必要がある。
- ○学校跡地については、地域体育館の整備(旧永福南小学校)や、科学の拠点の整備(旧杉並第四小学校)、複合施設の整備(旧杉並第八小学校)に活用するなど有効活用が図れている。
- ○一方で、学校跡地暫定活用期間が長期化し、本格活用の検討が進んでいない跡地も存在していることから、区民ニーズや周辺の区立施設の状況等を踏まえ、早期に有効活用を実現していく必要がある。

(d) 誰もが利用しやすい施設整備の推進

1) 情報の整理

○区立施設の改築時や既存施設の改修等において、誰もが利用しやすい施設が整備されている。

<整備の事例>

- ・既存施設へのエレベーター設置
- ・改修工事に伴うユニバーサルトイレ、車いす対応トイレの増設
- ・託児室、おむつ替えコーナー、授乳室、キッズスペースの設置
- ・点字ブロック、点字案内板の整備 等
- ○新築の建物を中心に、将来、用途の変更が柔軟に可能となる、内装や間取りに可変性のある工 法を採用し、将来の区民ニーズに対応できる施設が整備されている。

<可変性のある工法の事例>

- ・柱と梁で建物を支える「ラーメン構造」の採用
- ・鋼製間仕切り壁の採用
- ・設備配管経路(スペース)の適切な確保

2) 分析

- ○改築・改修を行う際には、既存施設へのエレベーターやユニバーサルトイレ、託児室の設置や、 点字ブロックの整備等、誰もが利用しやすいよう施設を整備している。
- ○内装や間取りに可変性のある工法を採用し、将来の区民ニーズに対応できる施設整備について も、着実に取り組まれている。

(e) 緊急性の高い施設の優先整備

1) 情報の整理

- ○保育施設については平成30(2018)年度以降連続で待機児童ゼロを実現することができている。 また、特別養護老人ホームについても総合計画に掲げた10年間で約1,000人分の定員を確保 する目標を達成することができた。
- ○老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設への対応については、廃棄物収集運搬の拠点である清掃事務所の機能が災害時に停止しないよう、耐震補強工事を速やかに実施し既存の建物を引き続き活用したことや、耐震性を確保するために産業商工会館を減築改修する取組などを行ってきた。また、西荻区民事務所が入居する民間建物の耐震性能不足が明らかとなった際には、近隣の区民集会所を児童館跡地へ移転し、区民集会所を区民事務所として転用することを速やかに決定し、区民の安全・安心を確保することができた。耐震性の課題がある施設について、産業商工会館の減築改修、杉並清掃事務所の耐震補強、西荻区民事務所の移転といった例から、適切に対応できている。

2) 分析

○多くの待機者が発生し、緊急性の高いニーズが生じていた保育施設や特別養護老人ホームの整備について、施設再編整備により生み出された用地・建物のほか、国や東京都の公有地を活用することにより、優先的に整備することができている。

○耐震補強工事等の対応についても、杉並清掃事務所の耐震補強、産業商工会館の減築改修、西 荻区民事務所の移転先の確保などといった例から、適切に対応できている。

(f) 国や東京都、他自治体等との連携

1) 情報の整理

- ○特別養護老人ホームや保育施設の整備といった、区民ニーズに即した緊急性の高い施設整備を 進める上で、国有地、都有地の活用は大きな役割を果たしている。また、国有地を活用するこ とで、老朽化した既存の区立保育園の改築等を進めることができている(阿佐谷北保育園など)。
- ○国との連携という観点では、あんさんぶる荻窪と荻窪税務署の財産交換により、大規模な土地 を確保することで、「ウェルファーム杉並」を開設した。

- ○前述のとおり、優先的に整備する必要がある保育施設や特別養護老人ホーム等に、国や東京都等の用地を活用することで、新たな土地の購入等をせずに、迅速かつ効率的に対応することができた。
- ○あんさんぶる荻窪と荻窪税務署等用地の財産交換については、6,000 ㎡を超える広大な用地を活用することで、福祉事務所などの移転に加え、在宅医療・生活支援センターのほか、子ども・子育てプラザなどの複合施設(ウェルファーム杉並)を整備することができた。また、特別養護老人ホーム棟には、定員 180 名、ショートステイ 36 名という大規模施設に加え、看護小規模多機能型居宅介護事業所や診療所、訪問看護ステーションなどを整備することができた。一方で、財産交換に至る一連の経緯では、区民に対する情報提供のあり方や区政情報の取扱いなど、多くの意見をいただいていることから、今後、国や東京都、他自治体等と連携した取り組みを進めていく場合は、改善していく必要がある。

イ 7つの基本方針について

(a) 情報の整理

- ○区立施設再編整備計画(第2期)で定めた7つの基本方針に関する設問を無作為抽出アンケートに設けた。なお、7つの基本方針については、令和4(2022)年度に取組を開始したばかりであることから、アンケート結果については、賛否を問うという趣旨ではなく、今後の取組の参考とすることを目的とする。
- ○全体を通して、「賛成である」、「どちらかと言えば賛成である」という意見が 70%以上を占め、「どちらかと言えば反対である」、「反対である」の割合は、約2~5%となっている(図表2-4参照)。
- ○反対とした方の中からは、以下の意見が寄せられている。

<複合化・多機能化>

- ・"みんなにとって便利"は"誰にも便利でない"とニアリーイコールであり中途半端な施設に なる。
- ・行政が作る施設は多機能化を求めすぎるため、逆にあらゆる点で使いにくい施設になる。機 能を絞って、現場視点で建てたほうが結果的に利用される施設になるはず。
- ・相乗効果はそこまで期待できないので、必要最低限のものにしてほしい。

<長寿命化>

- ・余りに期間が長過ぎて本当に財政平準化を保てる改修ができるのか疑問。
- ・80年の長期にわたって使用できる建物は現実的ではないのではないでしょうか。施設が古い と人が寄り付かなくなるのでは。必要な施設は定期的に見直しをした上で、建て替えについ ては計画的に行うことで施設の利便性向上を図るべきと考える。
- ・既にかなり老朽化している施設を改修しても莫大な予算がかかり、今後の費用対効果を考えても採算が合うとは思えない。

<公民連携>

- ・公民連携を打ち出したサービスや施設は中途半端な存在で、無駄になっていると感じる。
- ・企業の意向が強くなってしまうのではないかと思う。
- ・共同住宅と公共施設の融合を打ち出して進められたものの、ほとんどが民間のマンション として分譲され、公共施設は形だけとなった例を聞いたことがある。

<財産の有効活用>

- ・行政が独立企業体のような収益を求めていくことに疑問を感じる。
- ・収支バランスを考慮することは必要であるが「収益確保」はインパクトが強過ぎると思う。
- ・区の施設は民間で収益化できないものをやるべきではないか。収益が出るか否か等の視点で考えるのは疑問。
- ・本来収益を目的としないはずの施設が、効率や利益の観点から廃止される、ということも あるのではないか。
- ・区立施設が経営資源になるほど収益を出せるのか?民間企業ほどの経営力が行政にあるか疑問。
- ○なお、自由記述欄においては、「具体例が無く判断に迷う」、「全体的に情報量が無く賛否を決めるのは少し怖い」、「資料から具体的な策が読み取れず、実行可能か分からない」等、アンケート自体に対する意見もいただいている。

(b) 分析

○無作為抽出の区民を対象としたアンケートでは、7つの基本方針の考え方については概ね理解が得られているが、令和4(2022)年度より方針に基づく取組を開始したばかりであり、本アンケートが限られた情報の中での回答であったことを踏まえ、今後の取組の参考とする。

検証項目3 区民との合意形成の現状と課題

ア 情報の整理

- (a) 区立施設再編整備計画の認知度・理解度
 - 1) 老朽化の課題の認知度
 - ○無作為抽出アンケートにおける、「今後多くの区立施設が更新時期(改築や大規模改修)を迎え、施設の更新に多額の費用がかかることが想定されていることを知っていたか」という問いに、「あまり知らなかった」、「全く知らなかった」と回答した方は合わせて 63.1%、「よく知っている」、「なんとなく知っていた」と回答した方は合わせて 37.0%となっており、老朽化の課題に関する区民の認知度は低いことが伺える。
 - ○上記の問いについて、区立施設の利用頻度が低い又は利用しない区民については、「あまり知らなかった」、「全く知らなかった」と答えたのは 73.2%と、区立施設を利用する機会が少ないあるいは無い場合は、老朽化の課題の認知度がより低い傾向にある(図表3-1参照)。

2) 区立施設再編整備計画の認知度

- ○無作為抽出アンケートにおける「区立施設再編整備計画の内容を知っていたか」という問いに、「あまり知らなかった」、「全く知らなかった」と回答した方は合わせて 91.1%と、区立施設再編整備計画の区民の認知度はとりわけ低いことが伺える。
- ○なお、区立施設の利用頻度が低い又は利用しない区民については、「あまり知らなかった」、「全く知らなかった」と答えたのは 94.5%と回答しており、老朽化の課題と同様に認知度がより低い傾向にある(図表3-2参照)。

3) 区立施設再編整備計画に関する区の情報発信について

- ○無作為抽出アンケートにおける、「区立施設再編整備計画に関するこれまでの区民への情報発信をどう思うか」という問いに、「やや不十分だった」、「不十分だった」と回答した方は合わせて 49.5%と、およそ半数の区民が不十分と捉えている。
- ○不十分と答えた方の自由記述として、以下のことが挙げられている。
 - ・HP や広報を積極的に見ない限り情報を入手できない (広報が戸別配布ではないことに関しても意見あり)。
 - ・区民が目に触れる機会を作る必要がある(実例として、メッセージアプリケーションの活用、 駅への掲示、学校・保育園への掲示や資料配布等。)。

(b) 区民意見聴取の取組について

- 1) これまでの意見聴取の取組状況
 - (I)計画に関する意見聴取
 - ○第1期計画の策定に当たっては、計画の素案段階で地域説明会や区民アンケート、区民意見交換会を実施し、これらの意見を踏まえた計画案をもとに、地域説明会や区民等の意見提出手続き(以下、パブリックコメントという。)を実施する等、様々な時期・手法で区民意見の聴取に努めてきた。
 - ○第2期計画の策定等においても、区が主体となって作成した計画案を基に、説明会やパブリックコメントを行うほか、施設利用者や関係団体への説明等を通じて、区民意見を聴取し、必要な計画案の修正を行ってきた。

(Ⅱ) 計画化した事業に関する意見聴取

- ○計画化した事業のうち、建物の改築・改修工事が伴う場合には、その規模等に応じて、建物の 設計や建設工事に関する説明会のほか、まちづくり条例、中高層建築物の建築に係る紛争予防 と調整に関する条例等、法令に基づく説明会を行い、施設利用者及び周辺住民に適宜説明し、 可能な限り意見の反映に努めてきた。
- ○また、施設利用者等を中心に、施設再編整備の取組等に関する説明会や意見交換会、個別の説明等を通じて意見を聴取し、取組への反映に努めてきた。

2) 意見聴取に関する区民の認識 (アンケート結果より)

- ○「区立施設再編整備計画やゆうゆう館、児童館の再編に関して、これまで区が行ってきた区 民及び利用者の意見を伺う取組について、どのように思うか。」という主旨の設問を、無作為 抽出、コミュニティふらっと利用者、コミュニティふらっとへ移行しなかった高齢者団体、 子ども・子育てプラザ利用者、放課後等居場所事業実施校保護者を対象としたアンケートに 設け、以下の回答があった(図表 3 — 3 参照)。
 - ・無作為抽出の区民の中で、「十分行われていた」、「ある程度行われていた」と答えたのは 27.0%に留まる。
 - ・放課後等居場所事業実施小学校の保護者の中で、「十分行われていた」、「ある程度行われていた」と答えたのは 32.4%に留まる。
 - ・施設再編整備後の施設利用者について、「十分行われていた」、「ある程度行われていた」と 答えたのは、子ども・子育てプラザ利用者で27.8%に留まり、コミュニティふらっと利用者 で41.6%となっている。
 - ・施設再編整備前は施設を利用していたが、施設再編整備後の施設は利用していない団体を対象としたアンケートとして、コミュニティふらっとに移行しなかった高齢者団体に関しては、「十分行われていた」、「ある程度行われていた」と答えたのは23.1%に留まる一方、「やや不十分だったと思う」、「不十分だったと思う」と答えたのは61.6%に上る。
- ○意見聴取の取組が不十分と答えた方の自由記述として、以下のことがあげられる。
 - ・関心のある特定の方からの意見が多く出されている一方、若年層や子育て世代、働いている世代からの意見聴取が不足している。
 - ・計画策定前に区民意見を聴取する必要があるのではないか。

イ 分析

(a) 区立施設再編整備計画の認知度・理解度

- ○区立施設再編整備計画の前提となる公共施設の老朽化に関する課題や、計画の区民の認知度については低いと言わざるを得ない。さらに、区立施設の利用頻度が低い区民については、認知度がより低い傾向にあった。
- ○区の情報発信については、およそ半数の区民が不十分であったと感じており、区民が目にできる 機会をもっと作る必要があるなどの指摘もあり、情報発信方法について改善が必要である。
- ○また、多くの区民から幅広く意見聴取することが必要であるが、特に若年層、子育て世代、働き 世代からの意見聴取が不足しているとの指摘もあった。

(b) 区民意見聴取の取組について

- ○これまでは、主に計画案の公表段階において、区内7地域での説明会や広報等において広く計画 内容を説明するほか、施設利用者等に個別に説明してきた。また、パブリックコメント等により 意見を聴取し、必要に応じて計画案の修正を行ってきている。また、計画策定後においても、設 計や工事など計画に基づく取組が具体的に進む段階において、適宜説明し、可能な限り、意見の 反映に努めてきた。
- ○ただし、実施内容が概ね固まった段階での意見聴取が多かったことから、計画の根幹に関わるような意見反映を行うことができていない状況にあった。
- ○アンケート結果からも、区のこれまでの意見聴取の取組に対して、再編への賛成・反対に関わらず、区民からは十分な評価を得られているとは言い難い。

(4) 検証結果

「(3)情報の整理・分析」を踏まえた検証結果は以下のとおり。

|検証項目1| 施設再編整備の必要性~これまでの取組の効果と課題~

施設再編整備の取組により、緊急性の高い施設や区民ニーズに対応した新たな施設の整備、老朽化した施設の改築・改修を計画的に行うなど、一定の成果をあげることができたと考える。一方で、延床面積が増加しているなど、取組を進めていく上で留意しなければならない課題もあるが、将来見込まれる人口構造の変化等の状況を考慮すれば、持続可能な行財政運営を行いつつ、老朽化や区民ニーズの変化に対応していくためには、施設再編整備は必要であることを改めて確認した。

検証項目 2 区立施設再編整備計画の基本方針について

これまでの施設再編整備の取組においては、基本方針に即して取組を進めることにより、その目的を概ね満たしているものと考えられるが、基本方針については区民から様々な意見があることから、今後の基本方針については、区民から示された課題等を踏まえた上で、その内容を検討していく必要がある。

検証項目3 区民との合意形成の現状と課題

- ○計画に関する区民の理解を得るためには、まず公共施設の老朽化に関する課題をすべての区民と 共有し、理解していただく必要がある。その上で、個別の取組についての認知度・理解度を高め ていく必要がある。
- ○ホームページや広報等の区民が情報を入手しにいくプル型の情報発信に加え、メッセージアプリケーションの活用等、区民のもとに情報が届くプッシュ型の情報発信を充実する必要がある。
- ○施設再編整備の取組を進めるに当たっては、区民への情報提供を確実に行い、内容を知ることができる環境を整える必要がある。
- ○また、既存の区立施設が抱えている課題や施設整備に対する区民の意見等は地域によって様々であることから、これまでの意見聴取の取組に加え、意見を反映しやすい計画案の検討段階から区民意見を聴取する必要があるなど、計画策定プロセスの抜本的な見直しを検討する必要がある。

<まとめ(区立施設再編整備計画の総論)>

- ○区立施設を取り巻く情勢の変化や、将来見込まれる人口構造の変化等の状況を考慮した場合、将来に渡って持続可能な行財政運営を行いつつ、老朽化や区民ニーズの変化に対応していくために、施設再編整備は必要な取組と言える。一方、延床面積等については、区民ニーズへの対応を図る観点等から増加傾向にあるが、肥大化しないように引き続き留意していく必要がある。
- ○基本方針に関しては、これまでの取組を振り返る中で、その目的を概ね満たしているものと考えられるが、区民から基本方針の課題や、今後取り組んでいくに当たっての留意点などが示されているため、今回の検証で出された区民の意見等を参考にしながら、改めてその内容を検討していく必要がある。
- ○施設再編整備の取組を進めるに当たっては、まず区民への情報提供を確実に行い、内容を知ることができる環境を整える必要がある。そして、これまでの意見聴取の取組に加え、意見を反映しやすい計画案の検討段階から区民意見を聴取すること、意見聴取の対象者を施設利用者や関心のある特定の層だけでなく、子育て世代や働いている世代等、区民から幅広い意見を聴取できるようにするなど、対象となる施設の目的や運営状況等に応じて、計画策定プロセス及び手法の抜本的な見直しの検討が必要である。
- ○今回の検証によって明らかになった課題については、今後の計画策定や、具体的な取組の検討・ 実施等に生かすこととし、必要な取組を住民自治の視点に立って区民と共に進めていく必要があ る。